

オープンソースと知的財産権をめぐる問題

河野尚士

オープンソースと知的財産をめぐる問題への関心が高まっている。技術の独占を本旨とする特許制度と、自由を基本理念とするオープンソースとは本質的に相容れない面があり、両者の調和はソフトウェア産業の発展にとって不可避な課題となっている。具体的には、オープンソースの開発者や利用者には他社特許への相応の対応力が、特許の権利者には有効な特許活用の道を模索する姿勢が、それぞれ求められている。権利者は、特許を開放による収益確保のための手段と位置づけ、ソフトウェア業界における特許の自由な流通を実現することが得策である。

オープンソースをめぐる 知財問題

「UNIXのソースコードをリナックス（Linux）に不正に流用している」などを理由に、米国SCOグループは2003年にIBMを訴え、加えてリナックスのユーザー企業1500社に対してライセンス契約の締結を求めた。自由を基本理念とするオープンソース（ソースコードが公開され、誰もがその改良や再配布をすることができるソフトウェア）といえども、知的財産権（知財）と無縁でいられないことを象徴する事件として注目を集めている。

この事件で問題の中心となっている知財は「著作権」や「秘密情報」だが、これらの問題の解決と

は別に、本質的なところでは「特許」について根深い問題が残っていることに注意しなくてはならない。オープンソースの開発と発展にとって、特許制度との調和が大きな課題となっている。

問題を内包するオープン ソースの危うさ

特許権は、排他力が強く、同じ技術を独自に開発し、またはそれを利用する第三者であっても、排除できるという特徴を有する。結果として、独自に開発したソフトウェアを利用して行っている事業をも停止させ、また意図せずにした過去の利用行為に対しても損害賠償を請求し得る。この点で、そうした絶対的排他力を持たない著

作権とは比較にならないほど強い権利である。

いうまでもなく、権利者からすれば、特許のこうした力を思う存分活かして権利行使をし、研究開発投資の回収や自社商品の競争力確保を図るのは、至って正当な行為である。

しかし一方、自ら生み出した技術をボランティアに公開・開放しているオープンソースの開発者にとっては、特許は自分たちには何の利益ももたらさず、不公平感を抱くことになりがちである。

しかも、オープンソースの開発は善意と互助の精神で行われることも多いため、先行する他社の権利を考慮して開発されることはまれで、潜在的に権利侵害の危険を内包している可能性も小さくない。もしもこれが表面化して、オープンソースの開発、利用について特許侵害の問題が頻発するようであれば、オープンソースの発展は急速に減速することにもなりかねない。

ソフトウェア技術の 健全な発展への課題

オープンソースの支持者のなかには「知財無用論」を唱える者もいる。しかし、知財制度を敵視し

たところで問題が解決するわけではない。権利侵害があれば法的な責任を免れないことは、オープンソースであったとしても例外ではない。であるからこそ、いま大切なのは、健全なソフトウェア技術の発展とオープンソースの利用促進に向けて、権利の調整を図るために必要な道筋を整理することである。

開発サイドの知財対応

オープンソースの開発者は、最低限の特許制度を理解して、侵害回避のための情報を収集し、その権利のクリアランスに向けた知恵を投入する努力が必要である。組織的にこうした動きが活発化していくことを望みたいが、無償で提供されるオープンソースについては限界があるだろう。

ユーザーサイドの知財対応

オープンソースの商業的利用の場合は、権利侵害のリスクがあることを前提に、その採用に際して知財紛争への相応の対応力を強化することが求められよう。ソースが公開されているということは、同時に、技術を利用することにより生じるリスクなどについて、責

任負担が求められているということでもある。

インフラの整備

オープンソースを有償で販売する一部のディストリビューターなどが、第三者の知財侵害についての補償を提供するサービスを試みている事例がある。しかし、より大きな損害に対しては一定の限界があるのも事実である。特許侵害リスクについては、特許権利者と利用者の間で調整が図られることが望ましい。

円滑な権利調整への課題と展望

特許権を取得した者といえども、オープンソースの商用利用企業を相手どって特許侵害を追及するといったことは、そう単純なことではない。特許は確かに武器であるが、その使い方を誤り、執拗な権利主張をすれば、かえって反感を買い、円満なライセンス契約の機会を失うこともある。

特に情報分野では、権利関係が錯綜しがちであることや、権利の迂回も絶対的に不可能なものではないことから、権利行使のあり方

は一層難しくなっている。オープンソースのユーザーを相手とするのであればなおさらである。

このことから、権利を行使する側とされる側の双方にとって、円満なライセンス契約の締結を実現するためのガイドラインや仕組みが整備されることが必要となってくる。おおむねの対価やライセンスの条件が定まってい、それに則って無理のない合意が得られるような環境を作ることは、特許とオープンソースの調和に寄与することになるだろう。

従来、確かに、特許は相手を威嚇し、市場を独占するためのツールであった。しかし情報分野では、必要とする者にいつでもライセンスを提供することで、その活用を促進するという考え方の方が、自らの投資を回収するためにも、またソフトウェア技術の発展にとっても有効であろう。

『ITソリューションフロンティア』

2004年2月号より転載

河野尚士（こうのしょうじ）
知的財産部弁理士